

岩手県告示第345号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、基本測量の実施（平成23年岩手県告示第478号）で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成24年4月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 盛岡市、遠野市、二戸市、八幡平市、岩手郡雫石町、紫波郡矢巾町、胆沢郡金ケ崎町及び二戸郡一戸町
- 2 実施した期間 平成23年9月13日から平成24年3月31日まで
- 3 実施した基本測量の種類 基本測量（基盤地図情報整備）